○東北厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成十七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり所在地を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月二十六日　　東北厚生局長　岡部　修

名称	変更後の所在地	所在地
独立行政法人国立病院機構青森病院	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野一五五番地一	青森県南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字平野一五五番地

○関東地方整備局告示第四百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十六日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本建築検査協会株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	並木　治男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年九月十四日

○関東地方整備局告示第四百六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十六日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	松田　健治

(2)　変更年月日

平成二十五年九月十七日

○関東地方整備局告示第四百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十六日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　三鷹都市計画道路事業三・四・三号北野烏山線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月二十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都三鷹市北野三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十六日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　三鷹都市計画道路事業三・四・十一号北野仙川線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月二十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都三鷹市北野三丁目及び北野四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十六日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　三鷹都市計画道路事業三・四・十二号本村井の頭公園駅前線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月二十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都三鷹市北野三丁目及び北野四丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日　　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十号

(三)　道路の区域

区間		変更前後別	敷地の幅員延長
石川県鳳珠郡穴水町字七海四二四番二地内		前	二二・〇〇メートル～五三・〇〇メートル
		後	二二・四〇キロメートル～五三・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所